

に応じて8種類の扶助から構成されており、それぞれに基準を設けている。

このなかで最も基本となる扶助が生活扶助であり、その基準の妥当性を検証するために「生活扶助基準に関する検討会」(厚生労働省社会・援護局 2007年10-11月)が開催された。厚生労働省は、同検討会の報告を受け、一般世帯の均等な観点から抑制的方向(引き下げ)へ進むようとした。

同検討会では、現行の算定方式である水準均等方式が前提としている生活保護世帯と低所得世帯を比較検討し、一定妥当性をもっているかどうかの議論が交わされている。現行算定方式では、生活扶助基準を低所得世帯との均等で考える相対化し、たとえ方立つものである。この方式は、所得・消費水準が上乗せすることを前提に設計された方式であり、1990年代以降のわが国の経済・労働環境下では、生活扶助基準の低下傾向が免れない。そのため、生活扶助基準を低所得世帯との均等で考える相対化したとらえ方ではなく、ただでなく、もう一つのとらえ方、すなわち健康で文化的な最低限度の生活を保障するための絶対的基準でも、考えるべきである。また、新たな算定方式/既存算定方式の組み合わせが必要であることも検討に入れておく必要がある。

このことは、改めて国民・住民にとって生活保護制度の理念である生存権保障、すなわち「健康で文化的な生活」とはなにか(最低生活おおよそそのコストの問い直し)、一般世帯との均等な生活に偏らず社会にとって容認できない最低限度の生活とはなにか、さらには新たな生活再建の基盤となる生活とはなにか、という「問い」を改めて突きつけているといえよう。

福祉国家において、生活保護基準は、ナショナルミニマム機能と所得再分配機能、とりわけ格差不平等と貧困の底正・解消に関わる、そのための社会的・政策的要請にこたえたる研究がますます求められているといえよう。

Ⅲ. 学会内における貧困・低所得をめぐる研究動向

社会福祉学会において貧困・低所得に関する論文、あるいは学会報告が少なく停滞した時期が続いていた。しかし、この数年は、近年の社会経済状況の反映と研究の必要性・重要性が認識されてきたのか、この領域の研究が数多くみられるようになってきている。

以下、社会福祉学会で刊行されている『社会福祉学』および学会においてどのような報告がなされているかをみてみたい。

1. 『社会福祉学』

学会誌『社会福祉学』においては、貧困・低所得に関連するものとして以下の論文が掲載されている。

塔橋論文として、野田(2007)は、アメリカにおけるホームレス状態への社会福祉政策と治安対策がどのような政策原理に基づくの、また両者の関係をどうみられるのか、さらに「併存」する両政策がホームレスではない人々に対してどのような意味をもつのかを考察している。これは貧困対策にとつて福祉と治安の両政策は親和性をもつ、あるいは治安から福祉へともいわれしてきた研究テーマに対しての原理的な問いかけであり、社会保障・社会福祉政策を基底とするという政策原理に迫る論稿となっている。金(2007)は、所得保障の主要制度である年金、児童手当、児童扶養手当、生活保護が女性への所得保障となり得ているのかを女性への位置づけ、所得保障の2つの意味に焦点をあて、制度間考察、守備範囲の検討を行っている。そのことを通して、所得保障の守備範囲となつてきているのはどのような女性か、また制度間考察においてその連続性が見当たらないことを明らかにしている。これまで、女性の所得保障というテーマでは、個別制度の検討としての論稿は見受けられたが、これだけ視点・枠組みを固め度横断的に十分な論証が加えられた論文はあまり見当たらない。島貫(2008)は、2007年度より新

たに導入された制度である要保護者向けリバースモーゲージが、生活保護法における第4条の補正性の原理、とりわけ資産の活用と民法の原理である扶養や財産相続との関係をどのように考えたらよいかという法学的観点からの研究である。新たな制度を導入するにあたっては、立法上だけでなく法的整合性をどのようにつけるのか、またそこでどのような問題点があるかを検討することは意味のある作業である。要保護者向けリバースモーゲージが導入されて間もないことではあるが、このことに取り組みが意欲的な論稿といえよう。山田(2008)は、ホームレス自立支援センターの支援記録の分析を通して、ホームレスの多様性に着目し、就労による支援だけでなく多様な自立を支援する複線的なアプローチを行う必要があることを提示している。問題論に立脚したホームレス対策への視座を提供しているといえよう。

2. 学会報告

第55回日本社会福祉学会全国大会(大阪市立大学にて開催)では、「自由報告」の「所得保障・公的扶助」部門において12本の報告がされている。報告タイトルは以下のとおりである。

- ①金 眞 韓国における女性の所得保障をめぐる研究動向と今後の課題——所得保障を中心に——
- ②中村又一・ほか2名「生活保護ケースワーカーの課題①——生活保護ケースワーカーの対人援助業務に対する意欲と負担感に関する研究」
- ③大山朝子・ほか1名「ドイツ『ハルツIV』改革と最低生活保障給付」
- ④道中 隆「ホームレスの自立支援の在り方と今後の課題——K市の自立支援の取り組みの実践から見えてくるもの」
- ⑤田中聡子「貧困における社会的孤立の課題——元ホームレスの生活実態からの考察」
- ⑥野田博也「社会的排除を助長する救済政策の介入——劣等処遇原則に基づく制度設計に着目して」

⑦戸田中樹「生活保護業務にみられるワークシェア政策の課題——A市における『就労支援プログラム』の取組みから」

⑧鈴木忠義「ホームレス自立支援センター利用経験者にみる就業継続の困難性——利用前後の職歴に関する分析から」

⑨江口恵子「救護施設の時代的展開——全国統計とA救護施設の比較から」

⑩加美嘉史「野宿生活から居宅生活に移した人々の生活実態と今後の支援課題——大津市を中心に——」

⑪雨池洋一「消えたフリーターとはどこに行ったのか——年長フリーターとその年齢定義について」

⑫岡部 卓・ほか4名「生活保護受給者子世帯の生活実態と養育・教育支援および就労支援策に関する研究」

12報告の内訳は、理論1(⑥劣等処遇原則)、対象論2(⑤ホームレス、⑩フリーター)、制度・政策2(①女性と所得保障、③ドイツ所得保障)、援助・支援方法6(②生活保護ワーカー、③④⑧⑩)ホームレス支援、⑦就労支援、⑨自立支援)、施設1(⑥救護施設)と多岐にわたっている。そのなかでも援助・支援方法に関する報告が6と最も多かった。その内訳は、政策の課題となっているホームレスと自立支援プログラムに関する報告であった。次いで、制度・政策と対象論がそれぞれ2と続き、理論、施設が各1となっている。なお報告数は、昨年度が21本の報告がされていることを考えると、今年度の12本は半減しており、報告内容も昨年度よりそれぞれの領域で減っている。また自主企画シンポジウムにおいては、①滝崎嘉子・ほか2名「都市部における生活保護の現状と『自立支援』の課題」、②青木紀・ほか3名「現代日本の貧困に関する実証的研究②——アメリカにおける研究との対比の中で」が出されている。前者は、自立支援プログラムの検証を、後者は貧困認識の検証を行っている。

IV. 研究誌等

社会福祉の総合雑誌である『社会福祉研究』(鉄道経済会)において、長友(2007)は、生活保護制度の適用における「漏給問題」に着目し、生活保護の制度運営・制度構造・制度利用者に対する意識のレベルから検討、次いで、生活保護法における自立助長・ケースワークの検討、そして最後に生活保護の運営実験体制の検討を行い、生活保護制度のあり方について課題と展望を提示している。岩田正美(2007)は、戦後福祉政策を検証し、普遍化の方向が貧困・低所得・社会的排除の状態にある少数の人たちの問題を埋め立ててきたことを強調している。川上(2007)は、生活保護制度の歴史を振り返り、生活保護制度がどのような対象を制度対象としてきたのかを明らかにし、今後どのような制度設計や運用が望ましいかを提示している。秋山(2007)は、「釜ヶ崎」(大阪府をフィールドに)活動を通して、大阪府ならびに大阪市の対策がホームレス対策として機能しているのかを考察している。

雑誌『資金と社会保障』(旬報社)において、2005年度より実編されている生活保護の自立支援プログラムの成果と課題について「特集 生活保護自立支援プログラムの到達点」を検討している。これは、岡部(2007)が定例で行っていた自立支援検討会および自立支援プログラムシンポジウム報告であり、今日の自立支援プログラムの実施状況の到達段階の確認と課題を知ることができ、また生活扶助基準の引き下げに対し「特集 生活保護基準の検討」が組まれ、吉木(2008)は、生活保護基準の引き下げが各種制度(2)のように影響を与えるのか等について、布川(2008)は社会格差が進行するなかで最低生活保護保障がその是正に役立つこと等を検討している。

また『都市問題研究』(きょうせい)が特集として「生活保護制度のあり方」を取り上げ、生活保護制度の現状・課題。今後の生活保護制度について展望している。岡部(2008)は、今日の社会保障制

度における生活保護制度の位置づけ、動向、課題を総合的に論じている。木下(2008)は、法学的観点からワーキングプア問題に生活保護制度が対応しているのか、生活保護行政の法理上の課題について言及している。木村(2008)は、2006年度「新たなセーフティネット検討会」(全国知事会・市長会)の議論である理論を先導した研究者であり、生活保護に深く関わっている。同氏は、財政的観点から大都市における財政状況に言及し、行っている。さらに磯崎(2008)は、生活保護受給世帯の半数を占める保護高齢者世帯に着目し、高齢者一般対策の充実、さらに生活保護制度のなかで自立支援プログラムが機能するために、社会自立自立ならびに日常生活自立支援プログラムの充実を図らなければならないと主張している。新藤(2008)は、今後の生活保護制度のあり方として、どのように制度構造ならびに運営実地制を構築したらよいかについて、今後は生活扶助を中央政府の責任で、また他の扶助の金銭給付が現物給付の切り替え、さらには地方自治体が高齢専門職員の配置等体制で行う必要があると主張している。その他畑田(2008)は、スウェーデンのある自治体で行われている低所得・移民対策を紹介し、わが国の政策に参考となるとしている。渡辺(2008)は、近年の生活保護政策を通観し、生活保護政策が受給者の引き締め(運用の厳直性)や給付水準の切り下げ、有期保護への無効等を指摘、さらに生活保護制度を支える運営実地体制の充実を提起している。野田(2008)は、高収入率にある大都市大阪における生活保護への取り組み状況について紹介し、自治体における生活保護業務改善のひたつ方向性を提示している。

その他、『総合社会福祉研究』(総合社会福祉研究所)において、「特集 格差拡大社会の現実とこれからの最低生活保護の展望」を組み、杉村(2007)、岡崎(2007)、後藤(2007)、岩田正美(2007)、馬場(2007)が、貧困・低所得者の実態・構造から制度・政策の課題について批判的に検討している。

V. 貧困・低所得、制度・政策、援助をめぐる議論

貧困・低所得をめぐる議論は、格差と不平等をめぐる議論と併せて引き継ぎ行われている。二宮(2007)、森岡(2007)は、経済学から格差社会の構造や克服の道筋を、また盛山(2008)、原(2008)、白波瀬(2008)からは、社会学からこれまでの研究をまとめた戦後日本の格差と不平等に関する論考が出されている。貧困については社会学から、浅井ら(2008)がこどもの貧困、杉村(2007)は貧困・格差と生活保護の実態・課題・取り組みを行っている。その他、宮坂(2008)は多重視務とジェンダーの観点から女性の貧困化を論じている。

制度・政策に関わる議論として、経済学・社会政策等の学問領域から福原(2007)、理橋(2007)等が、貧困や社会的排除への方策やワークフェア政策等、また阿部等(2007)が生活保護制度の経済分析を行っている。また、社会保障制度の新たな地平を切り開くペーキングインカムについて、ゲッツ・W. ヴェルナー (=2007)の訳書などが出されている。援助に関しては、官学協働による自立支援プログラムの策定に対する考え方・策定方法・内容等を示している。東京新板橋区・首都大学東京(2007)がある。これは、自立支援プログラムの導入が全国初の自立支援プログラムの提示である。

その他、貧困問題解決に向けてマスコミ報道、ジャーナリズム・運動団体側の刊行物が、相次いで出ている。宇都宮ら(2007)、堤(2007)、湯浅(2007a)、湯浅(2007b)、水島(2007)、大山(2008)等と数多くの出版物が出されている。

文 献

阿部 彰・岡崎繁樹・鈴木 亘・ほか(2008)『生活保護の経済分析』東京大学出版会。
秋山 仁(2007)『富裕生活者問題の今日的課題と自立支援』『社会福祉研究』1(100)。

浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編(2008)『子ども時代のしあわせのために』明石書店。
馬場康彦(2007)『勤労者世帯の家計と生活格差拡大』『総合社会福祉研究』3(1)。
布川佐史(2008)『社会格差是正のための福祉生活保障』『資金と社会保障』1(459)。
福原正美編(2007)『社会的排除 貧困と社会政策』法律文化社。
ゲッツ・W. ヴェルナー(渡辺一男訳、小沢健司解説)(2007)『ペーシング・インカム——基本所得のある社会へ』現代書館。
後藤 誠(2007)『貧困の急拡大と勤労世帯への生活保護の波及け構想』『総合社会福祉研究』3(1)。
原 純編著(2008)『リーディングス戦後日本の格差と不平等2』日本図書センター。
岩田正美(2007)『日本図書センター』と社会福祉の本質——社会福祉の2つの路線と『制約』をめぐる『社会福祉研究』1(100)。
岩田正美(2007)『開拓化される貧困——母子世帯における貧困問題をめぐって』『総合社会福祉研究』3(1)。
川上高子(2007)『公的扶助としての生活保護制度の総括と課題』『社会福祉研究』1(100)。
木下秀雄(2008)『ワーキングプアと生活保護行政』『都市問題研究』60(3)。
金 綱(2007)『女性の所得保障に対する再検討——所得保障制度の制度間考察を通して』『社会福祉学』48(3)。
木村陽子(2008)『大都市財政は生活保護を担いさるるか』『都市問題研究』60(3)。
宮坂順子(2008)『日常の貧困』と社会的排除』ミネルヴァ書房。
水島聖明(2007)『ネットカフェ難民と貧困ニッポン』日本テレビ放送網。
森岡孝二編(2007)『格差社会の構造』板井書店。
盛山和夫編著(2008)『リーディングス戦後日本の格差と不平等 1』日本図書センター。
長友祐三(2007)『変動する生活保護改革のゆくえ』『社会福祉研究』99)。
二宮厚美(2007)『格差社会の克服』山吹書店。
野田博史(2007)『アメリカにおけるホームレス状態への福祉政策と治安政策の「併存」に関する一考』『社会福祉学』48(1)。
野田 誠(2008)『大阪における生活保護の現状と取組み』『都市問題研究』60(3)。
岡部 卓・池谷登秀・布川佐史・ほか(2007)『自

- 立支援プログラムの現状と今後の課題 (シンポジウム) 【資金と社会保険】(1456)。
- 岡部 卓 (2008) 「生活保護制度と社会保険制度」『都市問題研究』60(3)。
- 岡崎祐司 (2007) 「地域生活の視点からみた格差問題と地方自治・社会保障の課題」『総合社会福祉研究』(31)。
- 大山典宏 (2008) 「生活保護 VS ワーキングプア——若者に広がる貧困」PHP 新書。
- 嵯峨薫子・八田和子 (2008) 「高齢者施策と生活保護」『都市問題研究』60(3)。
- 鳥貫真人 (2007) 「要保護者向けバリエーションモダリティの課題——保護の補正性原理と民法原理との調和」『社会福祉学』48(3)。
- 新藤宗幸 (2008) 「分権型的生活保護制度を考える」『都市問題研究』。
- 白波瀬在和子編著 (2008) 『リーディングス戦後日本の格差と不平等 3』日本図書センター。
- 杉村 宏 (2007) 「国民生活の実態からみた生活保護制度の役割と改善の方向」『総合社会福祉研究』(31)。
- 東京都飯橋区・首都大学東京共編、岡部卓著者代表 (2007) 「生活保護自立支援プログラムの構築——官学連携による個別支援プログラムの Plan・Do・See」さようせい。
- 植田 洋 (2008) 「雇用保障型世界都市——イェボリの都市経営」『都市問題研究』60(3)。
- 堀 未来 (2007) 『ルポ貧困大国アメリカ』岩波書店。
- 宇都宮健児・猪股 正・瀬茂 誠編 (2007) 『もうガマンできない! 広がる貧困』明石書店。
- 理橋孝文編著 (2007) 『ワークフェア——排除から包摂へ?』法律文化社。
- 渡辺 潤 (2008) 「生活保護行政を国民的議論へ」『都市問題研究』60(3)。
- 山田社志郎 (2008) 「ホームレスの多様性と複層的アプローチ——自立支援センターの支援認識にみるホームレス対策の課題」『社会福祉学』48(4)。
- 吉水 純 (2008) 「ナショナルコミュニティとしての生活保護基準」『資金と社会保険』1, 459。
- 瀬茂 誠 (2007a) 『貧困稼業』山吹書店。
- 瀬茂 誠 (2007b) 『巨貧困——「すべり台社会」からの脱出』岩波書店。

配偶関係と精神的健康

◆結婚で得るのは男か女か？

稲葉 昭英

[1] 男の結婚・女の結婚

結婚のメリット、特に心理的なメリットは男女どちらに大きいのだろうか。この問題を考えてみよう。ここでは第1回全国家族調査(NFRJ 98)のデータを利用する(稲葉, 2002, 2003, 2004)。なお、NFRJ 98は、日本家族社会学会が1998年に全国の28歳から77歳までの男女を対象に、無作為抽出によって1万5000人を抽出し、型1999年に訪問調査法を用いて6985名の回答を得たものであり、家族研究の代表的な公共利用データとして研究者に使用されている(詳細はNFRJホームページまたは東京大学社会科学研究所SSJデータアーカイブホームページを参照)。

このデータでは精神的健康の指標として、心理的ディストレス(以下ディストレスと略)を測定する項目が設置されている。ディストレスとは抑うつ、不安、身体

表1 ディストレスを測定する質問項目

- 1 ふだんは何でもないことをわざわざわしいと感じたこと
- 2 家族や友だちから励ましてももらっても気分が晴れないこと
- 3 憂うつだと感じたこと
- 4 物事に集中できなかつたこと
- 5 食欲が落ちたこと
- 6 何をしても面倒と感じたこと
- 7 なにか恐ろしい気持ちがあったこと
- 8 なかなか眠れなかつたこと
- 9 ふだんより口数が少なくなつたこと
- 10 一人ぼっちで寂しいと感じたこと
- 11 悲しいと感じたこと
- 12 仕事を手につかなくなつたこと

(注) 回答は、「まったくなかった」(1)、「週に1~2日」(2)、「週に3~4日」(3)、「ほとんど毎日」(4)の4件法。CESD (Center for Epidemiological Studies-Depression) とよばれる尺度である(稲葉, 2002)。

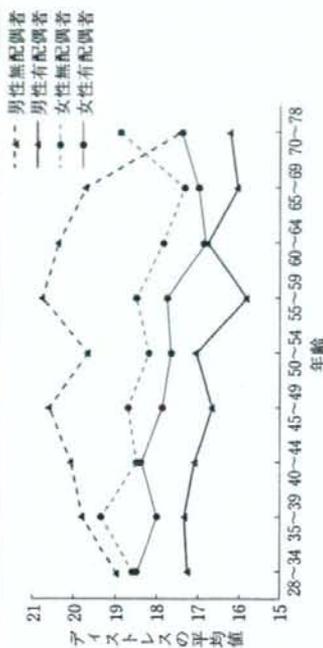


図1 性別・年齢別・配偶関係別に見たディストレスのパターン
(出典) 稲葉, 2003。

的な不調などによって測定される主観的状态のことであり、表1のような項目によって測定される。一定時点での個人の精神的な状態の悪さを測定しているものと考えればよい。

表1の項目の合計点であるディストレスについて、性別・年齢別・配偶関係別の平均値を図1に示す。もちろん、このデータは1時点でのデータなので、1人の人間が加齢とともにこうしたディストレスの変化を経験するかどうかはわからない。また、精神的健康が結婚の結果なのか、結婚が精神的健康の結果なのかはわからない。こうした限界はあるけれども、図1の結果はかなり衝撃的である。無配偶者は有配偶者に比較してディストレスが高いが、この傾向は男性に顕著であることがわかる。無配偶者の中では、女性よりも男性の方が精神的健康が悪く、有配偶者の中では、女性の方が精神的健康が悪い。

[2] 未婚・離婚・再婚のもたらすもの

図2は、男性だけを取り出して、一貫有配偶者(離死別なしに初婚の配偶関係を継続している者)、未婚者、離死別無配偶者(非再婚者)別に、年齢別のディストレスの平均値を示したものである。一貫有配偶者のディストレスがきわめて低く、未婚者、離死別無配偶者のディストレスが高いことがわかる。男性にとっては、有配偶者とそれ以外に大きな精神的健康の差が存在し、未婚者の心理状態はけつて良好なものではないことがわかる。

ところが、同じ分析を女性について行ってみると、結果は大きく異なる(図3)。

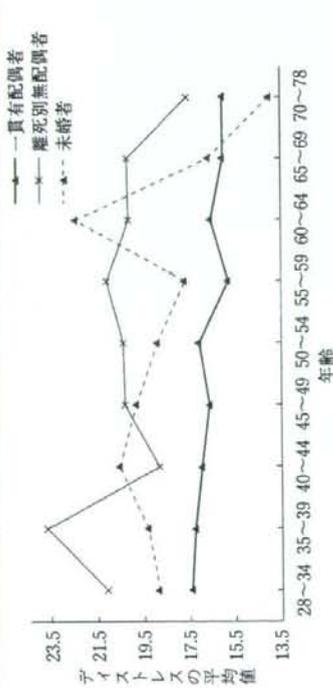


図2 婚姻上の地位別に見たディストレス (男性)

(出典) 稲葉, 2002.

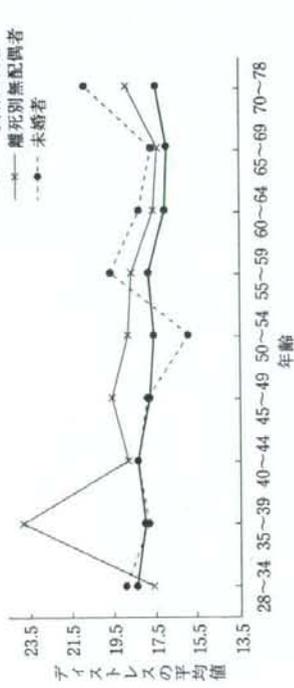


図3 婚姻上の地位別に見たディストレス (女性)

(出典) 稲葉, 2002.

女性の場合、少なくとも50代まで、未婚者と一貫有配偶者の間に精神的健康上の差異はほとんど見られない。離死別無配偶者のディストレスは高いが、しかし男性と比較すると、一貫有配偶者と離死別無配偶者の差異はそれほど大きなものではない。つまり、女性の場合は、結婚によって劇的に精神的健康が変化するわけではないのである。

今度は、再婚の効果を見てみよう。図4に、男性について、一貫有配偶者、離別

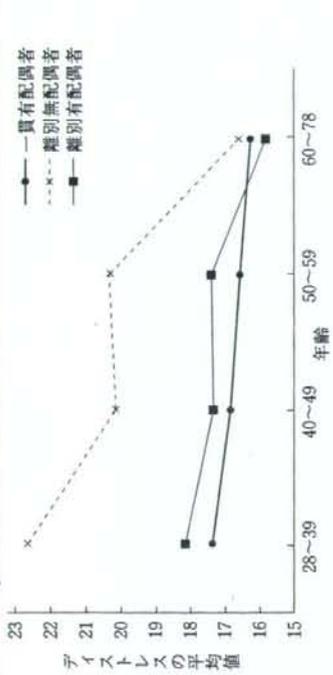


図4 離別経験者のディストレス (男性)

(出典) 稲葉, 2002.

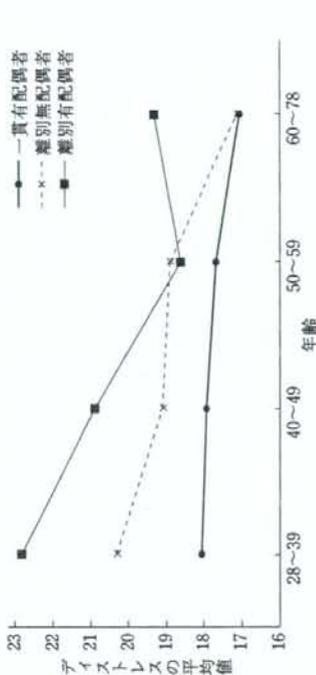


図5 離別経験者のディストレス (女性)

(出典) 稲葉, 2002.

無配偶者(非再婚者)、離別有配偶者(再婚者)に分けて、年齢別にディストレスの平均値を算出した。結果は明らかで、一貫有配偶者と再婚者のディストレスが低いものに対して、離別無配偶者のディストレスは高い。初婚であろうが再婚であろうが、結婚は常に大きな心理的なメリットを男性にもたらしていると考えられる。これに対して、女性の結果を示したのが図5である。この結果は衝撃的だ。再婚者の精神的健康が最も悪く、ついで離別無配偶者、一貫有配偶者の順になる。女性

事実は、⑤を想定しないと説明できない。①は、直観的にはありそうだけれども、支持する研究は多くはない。実は、①は家事・育児の労働自体の単調さ・難しさのストレス性を理論化したものだが、⑤はケアを担当することがストレス要因の範囲をより広範囲のものにする、というケアの特性としてこれを再定式化したものと考えられる。

このように、現実には②から⑤の仮説が成立していると想定できるが、結局のところ、女性がケアを提供する（ケアは女性によって提供される）、という基本的な公理が①から⑤の仮説すべてに想定されていることがわかる。これらの研究から見る限り、性別役割分業の根本にあるのは、ギリガン (Gilligan, 1982) が看破したように「ケアの論理」である。ギリガンはこれに対応する男性の行動原理を、自己の欲求や感情を統制し、規則や規範に従った形式的な正しさを追求する「権利と正義の論理」であるとした。

整理してみよう。男性は、対人関係において感情の統制を要求される。こうした男性間にはケアを提供してくれる対人関係が発達しない。このため、内面的な問題を抱えた場合でも他者に自己開示することが難しいし、そうしたことが可能な関係自体をもちえない。女性の恋人や配偶者をもつことで、男性は自己開示可能な関係を有することになるが、それはこうした関係への心理的依存がきわめて大きいことの裏返しである。このため、男性は配偶者の有無が精神的健康の状態で大きく関連することになる。こうした構造の存在ゆえに、結婚の持つ心理的メリットは男性に大きくなるといえるのである。

女性は、対人関係においてこうした制約は少ないために、配偶者への心理的依存は少ないことになる。では、女性にとって結婚のメリットは何であろうか。かつては経済的要因（経済的依存）がメリットであったことは間違いないが、女性が男性と同様に就労することが一般的になりつつある現在、こうした意味合いは薄れてきている。この点では男性にとって結婚の意味があまり揺るがないのに対して、女性にとって結婚することの意味は揺らぎつつあることが推察できる。こうしたあたりには、未婚化や晩婚化の進展の一因があるといえるのかもしれない。

D 文献・web ページ

- Gilligan, C. (1982) *In a different voice: Psychological theory and women's development*. Harvard University Press. (岩野寿美子監訳、並木美智子・生田久美子訳、1986「もうひとつの声——男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ」川島書店)
- * 稲葉昭英 (2002) 「結婚とディストレス」『社会学評論』53(2), 69-84.
- * 稲葉昭英 (2003) 「結婚・再婚とメンタルヘルス」『ケース研究』276, 3-23.

の場合は、再婚がかえって心理状態の悪化をまねくと推察できる。つまり、男性にとって結婚は常に心理状態の改善をもたらすが、女性にとっては必ずしもそうではないのであり、再婚においてはかえって心理状態の悪化をもたらすことさえあると考えられる。

[3] なぜ結婚の心理的メリットは男性に大きいのか？

既存の研究は、こうした配偶関係がもたらす男女差を説明するいくつかの仮説を提出している。代表的なものを列挙すれば、以下のようなものになる（詳細は文献参照）。

- ① 性別役割分業の結果、女性は結婚後に家事・育児を担当することが多いが、これらの役割自体がストレスフルである（自己実現的でない、構造化されていないなど）ために、結婚の心理的メリットが小さなものになる。
- ② 配偶者から受け取る情緒的なサポートは男性に大きく、女性に小さい。妻から夫へのサポートの方が大きいために、結婚の心理的メリットは男性に大きくなる。
- ③ 男性は、個人的な悩みや不安を打ち明けようとする自己開示の行為が「男らしくない」ものとして否定的な評価を受けやすいため、唯一自己開示が許容される配偶者が希少なサポート源となる。女性にはこうした制約は少ないため、配偶者の存在がもつ心理的效果は男性ほどは大きくならない。
- ④ 私たちの社会では、女性が他者に対するケアを提供するという基本的な構造がある。また、男性は男性、女性は女性中心の対人ネットワークをもつ。このため、女性は常にケアを提供してくれる対人関係に恵まれているが、男性はそうした関係を恋愛関係や結婚によって獲得しなければならぬ。このため、配偶者の有無は男性の精神的健康に大きな差異をもたらす。
- ⑤ 女性は家族内のケアを担当するだけでなく、家族全体のケアの管理をも担当している。このため、家族員に生じた問題は女性自身のストレス要因となる。複雑な家族関係であるほど、家族員間に問題が生じやすく、こうした問題は自分が直接関与していない場合でも（例えば夫と子のトラブルなど）女性にとつて精神的健康の悪化をもたらす。

このうち、少なくとも②はこれまでの研究から支持されることがわかっている（稲葉, 2004）。ただし、②が男性に結婚の心理的メリットが大きき理由をすべて説明するわけではない。少なくとも、無配偶者において男性の方が精神的健康が悪い理由は、③または④を想定しないと説明できない。また、男性では再婚者と一貫有配偶者に差異がないのに、女性では再婚者に高いディストレスが経験されるという

*稲葉昭英 (2004) 「ストレス研究の諸概念」石原邦雄編『家族のストレスとサポート』
放送大学教育振興会, pp. 46-71.
NFRJ ホームページ
<http://www.wdc-jp.com/jsfs/committee/contents/index.htm>
SSJ データアーカイブホームページ
<http://ssjda.iss.u-tokyo.ac.jp/>

編者紹介

柏木 恵子 (かしわぎ けいこ)
東京女子大学名誉教授
高橋 恵子 (たかはし けいこ)
聖心女子大学名誉教授

日本の男性の心理学——もう1つのジェンダー問題
The Psychology of Japanese Men: Another Gender Issue

2008年6月30日 初版第1刷発行

編者 柏木 恵子
高橋 恵子
発行者 江草 貞治
発行所 有斐閣
株式会社
東京都千代田区神田神保町 2-17

電話 (03) 3264-1315 (編集)
(03) 3265-6811 (営業)
郵便番号 101-0051
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷 萩原印刷株式会社
製本 萩原印刷株式会社

©2008, Keiko Kashiwagi, Keiko Takahashi. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお致謝いたします。

★定価はカバーに表示しております。

ISBN978-4-641-17347-7

本書の全部または一部を無断で複製複製(コピー)することは、著作権法上の著作権を侵害、申し立てられています。本書からの複製を希望される場合は、日本著作権センター(03-3401-2382)にご連絡ください。



「父のいない」子どもたちの教育達成

—父早期不在者・早期死別者のライフコース—

稲葉 昭英

(首都大学東京)

【要旨】

義務教育修了以前に父を家庭にもたない経験をもつ人たち、父と死別した経験をもつ人たちの教育達成についての検討をおこなう。父を家庭にもたない人たち（父早期不在経験者）の教育達成は、高校卒業率や短大以上の高等教育機関への進学率などの指標において、父を持つ人たちに比して一貫して低い数値を示した。この傾向は、短大以上の高等教育機関への進学について顕著であり、予想に反して格差はむしろ近年拡大傾向を示していた。これに比して、父と死別した人たちの教育達成に関する格差は、高校卒業に関しては解消されていたが、短大以上の高等教育機関への進学についてはいまだ維持されていた。こうした差異は、社会保障制度の整備状況に基づいているように思われる。

さらに、父の早期不在による教育達成格差は女性に大きく、女性のほうがこうした出来事と自分自身のライフコース選択を共時化させる傾向が大きいことが示された。

最後に、父の早期不在が教育達成に及ぼす効果を説明する仮説を検討した。高校卒業に関しては、父の早期不在の効果は「暮らし向き」「成績」の効果を通じて教育達成に影響を与えていた。短大以上への高等教育機関への進学にもこうしたメカニズムは示されたが、父の早期不在の効果のすべてがこれらによって説明されたわけではなかった。

キーワード：離婚、母子世帯、ライフコース、遺族年金、学歴

1. 研究の目的

産業化と人々のライフコースとの関連についてはさまざまな知見がすでに得られているが、その重要なもののひとつに、産業化以降標準的なライフコースが成立したという命題がある。卒業、就職、結婚という順序で多くの人がライフイベントを経験するようになること、これが標準的なライフコースの成立という意味である。標準的なライフコースの成立には、学校制度の確立・普及という制度的な要因が果たした影響が大きいと、同時に世帯の収入が安定し、人々が標準的なライフコースを選択することが可能になったという点も大きい。経済的な問題をかかえた人たちは進学や卒業を断念して就労するなど、標準的なライフコースを選択することが困難な状況に置かれていたのである。こうした経済的な問題を生み出す代表的な要因が一家の稼ぎ手である父の死亡であった。

人々の寿命が長く、学校在学時に親が存命であれば、親の所得が安定している限り、人々

は標準的なライフコースを歩むことが可能になる。しかし、親の死亡、とりわけこれまで支配的であった男性の稼ぎ手である父が早い段階で死んでしまうことは、子どものライフコースの変更を余儀なくする。こうした結果、産業化以前の社会では人々のライフコースは多様にならざるを得なかったとされる(Hareven 1987)。産業化によって世帯の経済的安定がすすむことでライフコースは画一していったのである。ライフコースは家族の事情にあわせて決定されるものから、個人が自分で選択するものへと変化していった。Hareven(1987)はこれを「ライフコースの優先性が家族から個人へ変化した」ものとよんでいる。

ところで、産業化とともに社会全体が豊かになり、医療の進展などもあって病気や不慮の事故などで父親を早期に失う人自体は減少してきたが、これにかわって、離婚などを理由とした父親の不在が増加するようになる。「父親の不在」が経済的問題を引き起こすなら、かつては父親の死亡によって、近年では離別によってそうした事態が発生し、人々のライフコースに大きな影響を与えていると考えられる。

本研究は、父の不在および死亡がその後の子どものライフコースにどのような影響をあたえているのか、この問題を検討する。もちろん、世帯の経済的問題は父の失業などによっても生じるが、一定時点での父の就業状態については詳細な情報が得られないことも多く、本研究では比較的とらえやすい父の早期不在および父との早期死別（いずれも義務教育修了前の時期）を対象を絞り、ライフコース、具体的には教育達成との関連を検討する。

なお、本研究と関連した先行研究としては、SSM2005 予備調査データと JGSS データを用いた三輪（2005）がある。三輪は、父早期不在者・父無職者に教育達成上の格差が存在する点をいち早く指摘した。ただし、三輪の関心は世代間移動研究から除外されてしまうこうした人々の特性を把握することであり、集計は父早期不在者と父無職者を合算して行われている。三輪の研究がもつ意味は大きいですが、本研究とは若干問題関心を異にすることに留意しておこう。

父の早期不在・早期死別を経験した人と、そうでない人の間にどのくらい教育達成をめぐる格差が存在するのか、それは縮小しているのか。こうした検討を通じて、本研究では社会保障制度の効果についても考えてみたい。

2. 父の早期不在・早期死別とその影響に関する制度的要因の効果

以下では、義務教育修了前に父が家族に存在しない状態を「父の早期不在」、そのうち父の死別によるものを「父の早期死別」とよぶ。父の早期不在を構成する主要な要素は父との死別、父母の離婚、その他の理由（蒸発、長期別居など）にとりあえず区分できるが、単身赴任や長期入院などの事態は父が家族に存在するものと考え、ここでは扱わない。

このうち、父の早期不在の主要な成分である父の死別についての経験は、戦後の人々の寿

命の変化と連動する。人々の寿命に影響を与える要因はさまざまに考えられるが、わが国に関していえば、厚生省（現厚生労働省）の果たした役割は大きい。第二次世界大戦直後は保健所を中心とした地域衛生を徹底し、学校を通じての予防接種などを行うことで伝染性疾患への対応をなした。その後の高度成長期には開業医の優遇政策をとることで地域での医療機関を増やし、医療保険を国民皆保険化することで国民の医療機会を保障し、増加しつつあった慢性疾患に対応した。その後の老人退行性障害への対応は遅れたとされるが（広井 1997）、厚生省による医療政策が寿命の大幅な伸長を可能にした点は否定できない。

一方で高度成長期以降の雇用機会の増加は、自営業から雇用労働へと男性の就業形態を大きく転換させ、経済成長は安定的な所得を被雇用者にもたらした。安定的な収入は生活水準の向上を生み、栄養状態や環境衛生の改善をもたらした。これらの要因もまた寿命の伸長を可能にした。

以上のように、歴史的に見れば学校在学時またはそれ以前に父の死亡を経験する人は近年になるほど少なくなっていると予測できる。在学中に親の死亡を経験することは、非常に一般的な出来事から特殊な出来事へと変化を遂げてきたのである。とはいえ、現在でもこうした経験をする人が少数ではあらず存在することは間違いない。

もちろん、国家はこうした早い段階での父の死亡の否定的な効果が生じないように、いくつかの社会保障制度を用意している。ひとつは遺族年金である。遺族年金は、父が年金の加入期間中にその資格を満たしていれば¹⁾、父死亡時に遺族に対して給付される年金である。なお、被扶養の同居子が存在すると年金額は加算される。遺族年金は軍人家族を対象とした年金制度（恩給法）の中などで戦前からすでに存在していたが、国民年金に関しては 1959 年の国民年金法の制定時に母子年金および母子福祉年金として正式に制度化されている²⁾。

なお、父の死亡によって残された母と被扶養の未成人子からなる世帯は母子世帯として扱われるが、法的には離別による母子世帯（生別母子世帯）と父の死亡によって発生する死別母子世帯は区分される。生別母子世帯に対する経済的支援としては 1961 年に制定された児童扶養手当（一定額以下の所得の世帯を対象に、被扶養の子が 18 歳になるまで支給される）が存在するが、1981 年以降は児童扶養手当の対象に死別母子世帯も含まれるようになる。この制度改正の背景には、死別母子世帯の経済状況が厳しいものであることがあげられている。

生別母子世帯については、遺族年金のような年金制度は存在しない。上述の児童扶養手当のほか、子どもの修学資金、修業資金、生活資金などを低利子で（いくつかは無利子で）貸し付ける母子福祉資金貸付制度が 1953 年から実施されている（この貸付制度は離別母子世帯にも適用される）。それ以外に生活を保障してもらう手だては、離別した夫からの養育費、慰

¹⁾ 加入期間の 3 分の 2 以上の期間について、保険料を納付していること。ただし、申請免除の期間もこの期間に含まれるので、手続きをとれば所得の多寡に関係なく受給資格は得られることになる。

²⁾ 母子年金は死別母子に対して給付される年金であるが、母子福祉年金は母子年金を受給できない世帯に対する無拠出制の年金である。

謝料もしくは自らの就労に求められる。

3. 問題設定

以上を整理してみよう。歴史的には父との早期死別を経験する人の比率は減少してきているが、離別による父の早期不在を経験する人は増加していると思われ、両者をあわせた父の早期不在経験者の増減は不明である。ただし、そうした人々に対する社会保障制度は用意されるようになってきている。

したがって、古い時代ほど、父との早期死別経験者が多く、このために経済的な事情から進学を断念して就職を余儀なくされた人々が多かったと予測できる。逆に、近年ほど父との早期死別は減少し、また制度的な支援も整備されたために、父との早期死別や早期不在を経験した人の教育達成上の格差は縮小していると予測できる。以上から以下のような仮説を想定できる。

仮説1 父との早期死別経験者の比率は、近年ほど減少している。

仮説2 父の早期不在経験者・早期死別経験者と、そうでない者との間に教育達成についての格差が見られる。

仮説3 この格差は近年ほど減少している。

仮説1は、すでに厚生省・厚生労働省による全国母子世帯調査等でも指摘されている（母子世帯にしめる死別母子世帯の割合は一貫して減少しており現在では全体の20%ほど、逆に生別母子世帯は全体の80%ほどを構成している）が、議論の前提として確認しておくことにする。

なお、仮説2については、既述の三輪（2005）によってもすでに指摘されている。三輪は、15歳時に父無職と父不在の人々が、教育達成において不利な状況にあることをデータから示している。本研究はこのうち、後者にのみ対象をしぼり、その歴史的な変化を検討することにする。

さて、一般に日本では進学率に男女差があることが知られており、男性のほうがこれまでは進学率が高かった。この点からすると、父死亡や不在などの困難があった場合に、男性よりも女性のほうが進学を断念する対応がとられやすいと考えられる。実際、Elder(1974)が『大恐慌期の子どもたち』で明らかにした重要な知見のひとつは、家族の経済的困難によって女性達が就労を余儀なくされ、こうした就労によって経済的に自立した女性たちが生まれたという社会変動の過程であった。こうしてつぎのような仮説が考えられる。

仮説4 父不在および父死亡の及ぼす効果は女子に大きく、男子に小さい。

以上の4つの仮説を念頭におきつつ、分析を行ってみよう。

4. 方法

4.1 早期不在・早期死別の指標

回答者が15歳時に父が不在であった場合、15歳以前に父が死亡している場合のそれぞれを早期不在・早期死別の操作的定義とした。早期不在は、15歳時の父職を問う項目で「そのとき父はいなかった」という回答から求める（後述のように、これに若干の修正を加える）。同様に父との早期死別は、父死亡年時の回答者の年齢から同定した。

4.2 従属変数

中等教育への教育達成の指標として高校進学・修了を、高等教育への教育達成の指標として短大・高専以上への高等教育機関への進学、4年生大学への進学、の指標を用いる。

4.3 分析の戦略

父早期不在経験者・死別経験者とそれ以外の者（義務教育修了時に父が存在／生存していた者）との比較を回答者の出生コーホート別に検討する。ただし、一般に健康や配偶関係と世帯所得には関連が存在するため、父の不在や死亡による格差が、それ以前から存在していた世帯所得（の低さ）の疑似効果である可能性も存在する。父母の離婚や父の死亡が世帯所得の大きな低下を引き起こして低所得状態になれば、それは早期不在や早期死別の効果ということになるが、もともと低所得状態で父が死亡・離別し、低所得が教育達成の阻害要因となっている場合には、必ずしも父の死亡の効果とは言えない。

この識別は重要であるが、縦断的データを用いなければ正確な分析はなしえない。ここでは、世帯の経済状態を統制したときに早期不在・早期死別の効果がみられるかどうかを検討するにとどめる。

また、親の学歴の低い場合に親の早期死別や不在が多いなどの場合には、早期死別や早期不在の効果が親の学歴の疑似効果である可能性がある。このように父学歴や母学歴を統制変数として投入することは分析上重要であるが、これらの変数は父不在や父死亡の場合に欠損値の比率が高く（30%を超える）、今回はこれらの分析は断念した。

5. 分析と結果

5.1 父早期不在経験者・早期死別経験者の態様

分析にさきだって、まずは父早期不在経験・早期死別経験という変数の特性について若干の検討を行う。父早期不在と父早期死別のクロス集計を行った結果を表1に示す。

この集計からは、父早期不在経験者は432名で全体の7.5%、父早期死別経験者は299人

で全体の 5.2%、ということになるが、下線を引いたセルは、論理エラーの可能性のあるセルである。

15 歳時までに父が死亡しているのに、15 歳時の職業が回答されているケースは 46 存在するが、いずれも父が 10~15 歳で死亡しているケースであり、質問項目教示の「15 歳ころ」にこれらの年齢も含めて回答がなされている。したがって論理エラーとはいえない。とはいえ、父は事実上不在であったと考えられるため、早期不在の変数にはこれらの 46 名も加えることにする。

表 1 父の早期死別経験と父の早期不在経験のクロス集計結果

| 父早期死別 | 15 歳時の父の職業 | | | |
|------------|-----------------|-----------------|----------|-------------|
| | 父不在 | 父存在 | わからない | 計 |
| 15 歳時までに死亡 | 253(84.6) | <u>46(15.4)</u> | 0 | 299(100.0) |
| 15 歳時に生存 | <u>84(1.7)</u> | 4675(95.4) | 137(2.8) | 4896(100.0) |
| 不明 | <u>95(17.4)</u> | 421(76.4) | 31(5.7) | 547(100.0) |
| 計 | 432(7.5) | 5142(89.6) | 168(2.9) | 5742(100.0) |

注：数値は度数、() 内の数値は%を示す。

ついで、父不在で 15 歳時父生存 (n=84)、不明 (n=95) について。前者のうち、父の死亡年齢を確定できるものは 17、うち 6 名が 16 歳時に父が死亡している。それ以外の 17 名は離別した父の死亡年が記憶されていたケース、残る 61 名のほとんどは別離・離別した父がまだ生存しているケースであるようだ。また、不明の 95 名は別離・離別した父の生存自体や死亡年が判明しないものと思われる。これらは論理エラーとは見なさない。

最終的に、早期不在経験者は 478 名 (432+46)、全体の 8.3%、早期死別経験者は全部で 299 名、全体の 5.2%、となる。なお、早期死別経験者は早期不在経験者の部分集合であり、その比率は 62.6%である³⁾。

5.2 父早期死別の歴史的变化

続いて、父早期不在経験・早期死別経験の歴史的变化を検討するために、回答者の出生コホート別に見た単純集計結果を表 2 に示す。

表 2 から、父早期不在および早期死別の経験比率が最近の出生コホートほど小さくなっていることが確認できる。この傾向は早期死別に顕著であり、早期死別の大幅な比率の低下

³⁾ 父早期不在経験者のうち、父の早期死別を経験していない者の大半は父母の離別による生別母子世帯であると考えられる。分析を早期死別経験者・死別以外の早期不在経験者にわけて行う方法も考えられるが、後者は標本数が 179 と少ないため、出生コホート毎の分析をするには十分でないために、今回は断念した。

が、早期不在の比率の低下をもたらしていることがわかる。早期死別が近年ほど減少するという仮説1はほぼ支持されたことになる。

なお、個別の数値に関して言及するならば、最年長の1935-44年出生コーホートでは全体の20%強が義務教育修了前に「父がいない」状態であったことになり、15%近くが父と死別している。この出生コーホートは第2次大戦の末期と重なり、戦争に起因する父の死亡を多く経験している世代であり、極端にこれらの数値が高い可能性があるが、これより以前の出生コーホートまでさかのぼれば、少なくとも早期不在経験は10%以上には達していると思われる。従来の階層移動研究は、父職業と子職業の関連を主要な指標としてきたが、こうした分析から除外された標本に一定の属性との関連が見られるならば、三輪(2005)の指摘のように、従来の研究にセレクションバイアスが混入している可能性に注意すべきだろう。

表2 回答者の出生コーホート別に見た父早期死別および早期不在の度数分布

| 出生年 | 早期不在経験者の度数 (%) | | | 早期死別経験者の度数 (%) | | |
|---------|----------------|----------|-----------|----------------|----------|----------|
| | 全体 | 男性 | 女性 | 全体 | 男性 | 女性 |
| 1935-44 | 226(20.1) | 98(18.2) | 128(21.9) | 162(14.7) | 69(13.0) | 93(16.2) |
| 1945-54 | 106(8.4) | 46(8.0) | 60(8.8) | 67(5.3) | 26(4.6) | 41(6.0) |
| 1955-64 | 68(6.3) | 33(6.6) | 35(6.1) | 38(3.5) | 18(3.6) | 20(3.5) |
| 1965-74 | 49(4.9) | 23(4.9) | 26(4.9) | 26(2.5) | 13(2.7) | 13(2.4) |
| 1975-85 | 29(4.2) | 15(4.8) | 14(3.7) | 6(0.8) | 3(0.9) | 3(0.8) |
| 合計 | 478(8.6) | 215(9.0) | 263(9.5) | 299(5.8) | 129(5.4) | 170(6.1) |

注：() は当該の出生コーホートに占める該当者の%を示す。

また、回答者の性別による差異は大きくはないが、1935-44年コーホートでは早期不在・早期死別経験いずれも女性に3%ほど多く経験されている。この理由はわからないが、乳幼児死亡率が男性のほうが高いために、父を早くなくした困窮家庭において、子どもの生存確率が女性のほうが高かったことの反映なのかもしれない。

5.3 中等教育の教育達成に関する格差

つづいて、高校進学・卒業に関する父早期不在・早期死別格差を検討するために、回答者の出生コーホート別に高校進学者率・卒業率を求めた(表3)。

まず表3から、早期不在経験者は高校進学に関しては35-44、45-54、65-74年の3つの出生コーホートで、また卒業に関しては1935年から74年までの5つの出生コーホートすべてで有意差が示されている。なお、高校進学の有意差が示されない55-64年および75-85年コ

一ホートは、有意ではないけれども早期不在群のほうに進学率が低いことに注意しておく必要がある。結論からすれば、早期不在経験者をみるかぎり、高校進学・修了の格差は一貫して存在し、この傾向は高校修了について顕著であること、こうした格差は縮小しているとはいえないということになる。

しかしながら、早期不在経験ではなく、早期死別経験についてはかなり様相が異なる。早期死別のほうが全般的に進学率・卒業率に見られる格差が小さい。早期死別経験者は、35-44年、45-54年のもっとも年長の2コーホートで高校進学・卒業の格差が示されるが、これ以降のコーホートではこうした格差は検出されず、記述統計量上も差異は概して小さくなる。35-44年コーホートでは父死別群の高校進学率は、生存群に比較して10%以上も低く、この格差は45-54年コーホートでも解消しない。しかし、55年以降の出生コーホートからは死別群の高校進学率が95%近くに達すると同時に、生存群との格差が解消する。75-85年コーホートでは死別群に10%以上低い進学率が示されているが、これはこのコーホートの死別群自体が少数(n=6)で、1名が高校に進学しなかったため、数値自体の意味は大きくはない。この結果から判断すれば、少なくとも55年以降の生まれの者は父を義務教育修了前に失った場合でも、高校進学に関しての機会格差は存在しないことになるから、彼らが義務教育を修了する時期を1970年以降とすると、1970年以降は高校進学機会の格差はほとんどなくなったということになる。また、進学率と卒業率の差異はそれほど顕著ではなかった。早期死別経験者の高校進学・卒業についての格差は、時代とともに縮小してきており、現在はほとんど存在しないということになる。

表3 父早期不在者/存在者および早期死別者/生存者の高校進学・卒業率

| 出生年 | 高校進学率 (%) | | | | 高校卒業率 (%) | | | |
|---------|-----------|------|---------|------|-----------|------|---------|------|
| | 不在 | 存在 | 死別 | 生存 | 不在 | 存在 | 死別 | 生存 |
| 1935-44 | 55.8** | 66.6 | 55.6** | 66.7 | 53.8** | 63.5 | 54.0* | 63.5 |
| 1945-54 | 66.0*** | 82.1 | 68.7* | 81.4 | 65.1*** | 80.8 | 68.7* | 80.0 |
| 1955-64 | 91.2 | 95.5 | 94.7 | 95.3 | 83.8** | 94.0 | 89.5 | 93.6 |
| 1965-74 | 87.8*** | 97.1 | 96.2 | 96.0 | 85.7* | 94.5 | 96.2 | 93.3 |
| 1975-85 | 93.1 | 96.7 | 83.3 | 95.9 | 82.8* | 93.5 | 83.3 | 92.5 |
| 合計 | 67.6*** | 85.0 | 67.6*** | 86.6 | 64.7*** | 82.7 | 66.1*** | 84.2 |

注： * p<.05 ** p<.01 *** p<.001 いずれも同一コーホート内での χ^2 検定 (df=1) の結果

こうして、中等教育についていえば仮説2「父の早期不在経験者・早期死別経験者と、そうでない者との間に教育達成についての格差が見られる」、仮説3「この格差は近年ほど減少

している」については、早期不在経験者については仮説2支持、仮説3不支持、早期死別経験者については仮説2支持（ただし、格差は近年はほとんど見られないので古い出生コーホートにかぎり支持）、仮説3支持という限定的な結果となった。少なくとも古いコーホートに関して言えば仮説2はいずれにおいても支持される。しかし、その後、早期不在経験者では格差が解消せず至今日まで存続しているのに対して、早期死別経験者では格差が縮小し、ほぼ解消されていることになる。

早期不在経験者と死別経験者の差異は、父早期不在群における高校進学率の低さと高校中退率の高さ（卒業率の低さ）から生じている。とりわけ、直近の3つのコーホートで進学率が卒業率と大きな差異を示すことは興味深い。

5.4 高等教育の教育達成に関する格差

つぎに、短大以上（短大、高専、大学、大学院）への進学、および4年生大学への進学それぞれを指標に、同様な分析をおこなった（表4）。

まず、短大以上への進学率・4年生大学への進学率いずれについても、早期不在経験群の数值は概して早期死別群より低く、非経験群との比較においては、短大以上進学に関してはすべてのコーホートで、4年生大学進学に関しても65-74年以外のすべてのコーホートで有意に低い数值を示している。高校進学・卒業に関して見られた差異と同様に、父早期不在経験者と非経験者の格差が一貫して大きく、高等教育進学に関してもこの格差が依然として維持されている。

表4 父早期死別者および生存者の短大・大学進学率

| 出生年 | 短大以上への進学率 (%) | | | | 4年生大学への進学率 (%) | | | |
|---------|---------------|------|---------|------|----------------|------|--------|------|
| | 不在 | 存在 | 死別 | 生存 | 不在 | 存在 | 死別 | 生存 |
| 1935-44 | 8.4* | 13.5 | 9.9 | 13.5 | 5.8* | 10.5 | 7.4 | 10.4 |
| 1945-54 | 7.6*** | 22.2 | 7.5** | 22.1 | 5.7** | 16.1 | 6.0* | 15.8 |
| 1955-64 | 11.8*** | 37.2 | 15.8** | 36.7 | 8.8** | 25.1 | 13.2 | 24.6 |
| 1965-74 | 18.4** | 38.9 | 26.9 | 37.7 | 16.3 | 26.4 | 23.1 | 25.6 |
| 1975-85 | 17.2** | 45.6 | 33.3 | 43.9 | 13.8* | 31.6 | 33.3 | 30.5 |
| 合計 | 9.5*** | 29.0 | 12.0*** | 29.9 | 7.4*** | 20.4 | 9.7*** | 20.8 |

* p<.05 ** p<.01 *** p<.001 いずれも同一コーホート内での χ^2 検定の結果

父早期死別経験者では45-54、55-64の2つの出生コーホートで短大以上進学に関して有意な格差が示されており、それ以降も統計的に有意ではないが10%近い差が非経験群との間に

示されている。これは、第2種の過誤の結果と考えるべきであり、早期死別経験者においても格差が存続していると考えられるべきだろう。4年生大学進学については、有意な格差は45-54年出生コーホートのみで、65年生まれ以降の差異は小さなものとなる。

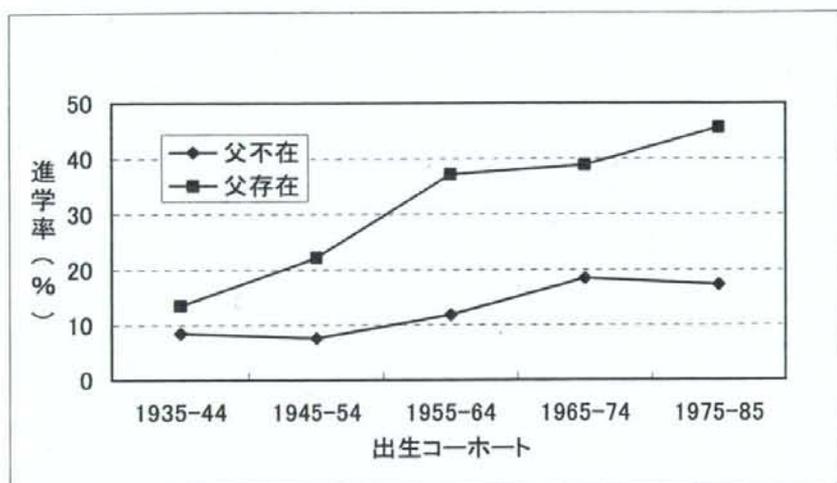


図1 父早期不在経験群と非経験群の短大以上への進学率

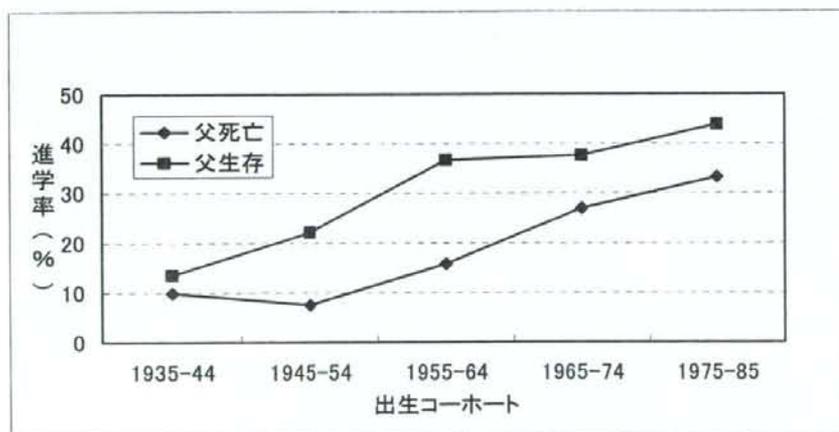


図2 父早期死別経験群と非経験群の短大以上への進学率

このように、結果はやや複雑であるが、①格差は父早期死別経験群よりも父早期不在経験群に大きく、②とくに短大以上の高等教育機関への進学に関する格差は、中等教育（高校進学・卒業）に見られる格差よりもより顕著であり、大きい。この理由は、おそらくは、社会全体の高学歴化にともない高等教育機関への進学率が増加する中で、中等教育への進学率の格差が縮小し、高等教育機関進学に関する格差がより表面化してきたものと考えられる。こ

の傾向をグラフでも確認してみよう。

図1の早期不在経験群と非経験群の比較においては、早期不在経験群の進学率が一貫して低く、非経験群の高学歴化に伴い、格差が拡大していることが理解できる。これに対して、図2の早期死別経験群と非経験群の比較では、格差は存在するが、この格差が維持されたままどちらとも一貫して進学率が上昇している。少なくとも格差が拡大しているとは言い難い。こうして、仮説2「父の早期不在経験者・早期死別経験者と、そうでない者との間に教育達成についての格差が見られる」、仮説3「この格差は近年ほど減少している」は、高等教育に関して言えば、仮説2支持、仮説3不支持という一貫した結果となり、父早期不在経験者においては格差は拡大傾向にあり、父早期死別経験者においては格差はそのまま継続している、という結果として整理できる。中等教育に関する結果との共通点としては、早期不在群において格差がより大きいという点である。

以上の結果は、生別母子世帯と死別母子世帯に対する社会保障制度の違いに起因しているように思われる。死別母子世帯に対しては、母子年金および遺族年金の早い段階での整備によって家庭への経済的支援が行われたため、子どもの高校進学に関する格差はそれほど拡大しなかったと考えられる。ただし、これらの支援は被扶養の子が18歳に達する年度までであるため、高校進学・卒業に関する格差は対応できたものの、高等教育進学にかんしては格差を解消するまでには至っていないと考えることができる。

これとは反対に、離別による生別母子世帯に対する対応はもっぱら児童扶養手当と生活保護に依存したために、所得保障が十分ではなく、高校進学・卒業に関する格差が生じるため、高等教育進学にはさらに顕著な格差が示されるものと考えられる。

とはいえ、教育達成上の格差を経済的問題からのみ考えるのも限界があり、進学への動機付け自体に親の離別や離別家庭のもつ特性が関与している可能性も含めて今後検討すべきだろう。

5.5 性別による差異

以上のような父の早期不在経験および早期死別経験の効果の性別による差異を検討する。これまでの分析で差異が顕著であった高校卒業について表5に、短大以上への高等教育機関への進学については表6に、それぞれ性別・経験の有無別にみた進学率を示した。

表5は、男女ともに「経験群」の標本数が少ないため、統計的検定に関して第2種の過誤の可能性に留意する必要がある。ただ、この点を考慮しても、女性のほうが男性に比して早期不在経験群と非経験群の間の差異が大きいことが読み取れる。女性の不在経験群では、55-64年コーホート以外はすべて有意な格差を示している。不在経験群どうしを男女間で比較すると、35-44、65-74、75-85の3つのコーホートでは女性のほうが顕著に卒業率は低い。

表5 性別にみた父早期不在経験者・早期死別経験者の高校卒業についての格差

| 出生年 | 高校卒業率 (%)・男性 | | | | 高校卒業率 (%)・女性 | | | |
|---------|--------------|------|---------|------|--------------|------|---------|------|
| | 不在 | 生存 | 死亡 | 生存 | 不在 | 生存 | 死亡 | 生存 |
| 1935-44 | 62.9 | 65.7 | 62.8 | 66.0 | 46.9** | 61.4 | 48.4* | 61.1 |
| 1945-54 | 65.2* | 79.4 | 61.5* | 78.5 | 65.0** | 82.0 | 73.2 | 81.1 |
| 1955-64 | 75.8*** | 92.6 | 83.3 | 92.4 | 91.4 | 95.2 | 95.0 | 94.6 |
| 1965-74 | 91.3 | 90.9 | 100.0 | 89.5 | 80.8*** | 97.6 | 92.3 | 96.5 |
| 1975-85 | 86.7 | 91.9 | 100.0 | 90.7 | 78.6* | 94.8 | 66.8* | 94.1 |
| 合計 | 70.1*** | 83.5 | 69.5*** | 82.9 | 62.0*** | 86.1 | 63.5*** | 85.4 |

注：* p<.05 ** p<.01 *** p<.001 いずれも同一コーホート内での χ^2 検定 (df=1) の結果

表6 性別にみた短大以上の高等教育進学についての格差

| 出生年 | 短大以上進学率 (%)・男性 | | | | 短大以上進学率 (%)・女性 | | | |
|---------|----------------|------|---------|------|----------------|------|-------|------|
| | 不在 | 生存 | 死亡 | 生存 | 不在 | 生存 | 死亡 | 生存 |
| 1935-44 | 13.3 | 20.8 | 15.9 | 17.9 | 4.7 | 6.4 | 5.4 | 6.7 |
| 1945-54 | 8.7** | 30.6 | 7.7* | 30.2 | 6.7 | 15.2 | 7.3 | 15.3 |
| 1955-64 | 15.2** | 44.2 | 22.2 | 43.7 | 8.6** | 31.2 | 10.0* | 30.7 |
| 1965-74 | 30.4 | 38.9 | 38.5 | 38 | 7.7** | 39 | 15.4 | 37.3 |
| 1975-85 | 20 | 44.5 | 33.3 | 42.7 | 14.3* | 44.8 | 33.3 | 44.9 |
| 合計 | 14.9*** | 35.1 | 17.8*** | 34.5 | 6.5*** | 26.5 | 7.7** | 24.3 |

注：* p<.05 ** p<.01 *** p<.001 いずれも同一コーホート内での χ^2 検定 (df=1) の結果

表6の高等教育機関への進学率の結果についても、早期不在経験者が早期死別経験者以上に進学率が低いこと、とりわけ女性にこの傾向が顕著であることがわかる。早期不在経験者の格差に関する統計的検定では、男性では45-54年、55-64年に有意差が示されるのに対して、女性では55年以降の3つのコーホートすべてで有意差が示される。早期不在経験者と非経験者に見られる高等教育への進学機会の格差が近年拡大傾向にあることを前節で指摘したが、この傾向は女性の動向から生じているといえる。早期不在経験者別・男女別・出生コーホート別の進学率の変化を図3によって、確認してみよう。

図3から、古いコーホートでは短大以上の教育機関への進学率が社会全般で低く、早期不在経験者と、それ以外の者との格差自体が表面化しなかったのに対して、社会全般の高等教育機関への進学率の上昇にともない、急激に格差が顕在化してきたこと、とりわけ女性においてはそれが格差の顕著な拡大傾向として生じていることを読み取ることができる。さらに、

早期不在を経験していない者（図3中の実線）の中では男女間の進学率格差が65年以降ほとんどなくなっているのに対して、経験者（点線）の中ではこうした格差が直近の出生コーホートまで残存していることがわかる。

これらの結果からすれば、仮説4「父の早期不在および死亡の及ぼす影響は女子に大きく、男子に小さい」はほぼ支持されたと考えられる。

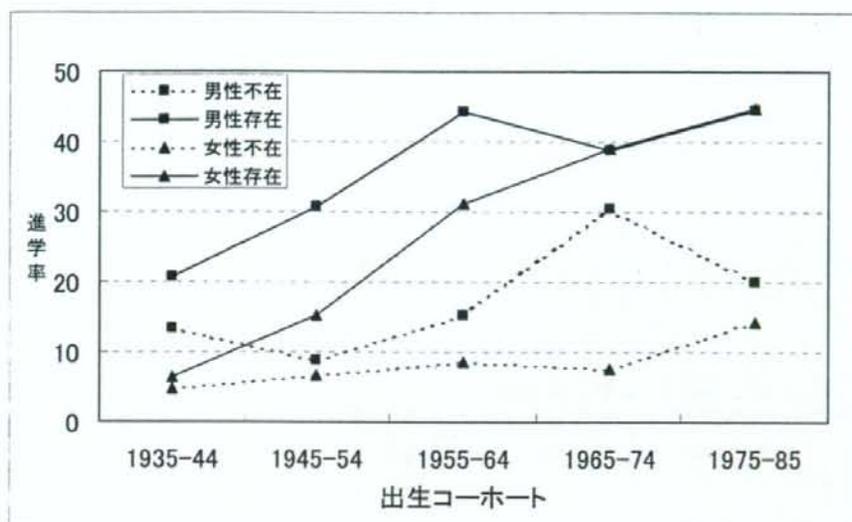


図3 男女別・早期不在経験の有無別にみた短大以上の高等教育機関への進学率

5.6 父親の早期不在・早期死別と経済状態

これまで、社会保障制度による支援が死別母子世帯と生別母子世帯では異なっており、前者のほうがより充実度が高いために、後者により大きな格差が発生するという仮説を示した。いわば、死別母子世帯の経済状態のほうが、生別母子世帯よりも良好であり、このために卒業率に差が生じたという仮説である。厳密な検証は本データではなし得ないが、回答者による「15歳当時のくらしむき」（豊か(1)から貧しい(5)までの5件法、解釈を容易にするため得点を逆転し、高得点ほど豊かであることを意味する）について、父早期不在経験別・早期死別経験別に平均値を算出し、出生コーホート別に表7に示した。

表7では、父早期不在経験の有無による暮らし向き平均値がすべてのコーホートで有意差を示すのに対して、死別経験は35-44年、45-54年、55-64年の3つのコーホートでのみ有意な関連が示され、直近の2つのコーホートでは有意差が示されない（相関はほとんど0に近くなる）。早期不在経験者・死別経験者の平均値の差は大きなものではないが、傾向としては一貫して早期不在経験者のほうが低い。

この結果をみるかぎり、父の早期不在経験は一貫して世帯の暮らし向きの悪さと関連を有